

第4号議案

豊橋市立幸小学校父母と教師の会会則及び関係規程
新旧対照表

新	旧	備考欄
運営規定 (第2章 会合) 第2条 各委員会会合の開催は原則として次のとおりとする。 (1) 理事会は、毎月1回程度 (2) 各専門委員会及び全体委員会は、随時 附則 この規程は、昭和56年2月26日から施行する。 附則 この規程は、平成6年3月5日から施行する。 附則 この規程は、平成17年2月3日から施行する。 附則 この規程は、平成24年2月23日から施行する。 附則 この規程は、平成26年4月26日から施行する。 附則 この規程は、平成27年4月25日から施行する。 附則 この規程は、平成28年4月23日から施行する。 附則 この会則は、令和2年2月20日から施行する。 附則	運営規定 第2章 会合) 第2条 各委員会会合の開催は原則として次のとおりとする。 (1) 理事会は、毎月1回程度 (2) 各専門委員会は、毎月1回程度 (3) 全体委員会は、年1回以上 附則 この規程は、昭和56年2月26日から施行する。 附則 この規程は、平成6年3月5日から施行する。 附則 この規程は、平成17年2月3日から施行する。 附則 この規程は、平成24年2月23日から施行する。 附則 この規程は、平成26年4月26日から施行する。 附則 この規程は、平成27年4月25日から施行する。 附則 この規程は、平成28年4月23日から施行する。 附則 この会則は、令和2年2月20日から施行する。	(変更) 規定の修正

第4号議案

豊橋市立幸小学校父母と教師の会会則及び関係規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
この会則は、令和3年4月17日から施行する。 附則 この会則は、令和4年4月28日から施行する。 附則 この会則は、令和5年4月28日から施行する。 表彰及び慶弔規定 第3条 本会は次の場合慶弔金を贈る。 (1) 会員の死亡 10,000円及び供花1基 (2) 児童の死亡 10,000円及び供花1基 (3) 児童の病気入院2週間以上 5,000円 (4) 学校職員 項目ア・エの削除 以後の条文の記号を繰り上げる ア 配偶者死亡 10,000円 イ 子ども死亡 5,000円 附則 この規程は昭和56年2月26日から施行する。 附則 この規程は、平成17年2月3日から施行する。 附則 この規程は、平成18年4月26日から施行する。 附則 この規程は、平成22年4月26日から施行する。	附則 この会則は、令和3年4月17日から施行する。 附則 この会則は、令和4年4月28日から施行する。 表彰及び慶弔規定 第3条 本会は次の場合慶弔金を贈る。 (1) 会員の死亡 10,000円及び供花1基 (2) 児童の死亡 10,000円及び供花1基 (3) 児童の病気入院2週間以上 5,000円 (4) 学校職員 ア 結婚 10,000円 イ 配偶者死亡 10,000円 ウ 子ども死亡 5,000円 エ 2週間以上の入院・自宅治療 5,000円 附則 この規程は昭和56年2月26日から施行する。 附則 この規程は、平成17年2月3日から施行する。 附則 この規程は、平成18年4月26日から施行する。	(削除) 規定の見直し

第4号議案

豊橋市立幸小学校父母と教師の会会則及び関係規程
新旧対照表

新	旧	備考欄
附則 この規程は、平成26年4月26日から施行する。 附則 この規程は、平成28年4月23日から施行する。 附則 この会則は、令和2年2月20日から施行する。 附則 この会則は、令和3年4月17日から施行する。 附則 この会則は、令和4年4月28日から施行する。 附則 この会則は、令和5年4月28日から施行する。	附則 この規程は、平成22年4月26日から施行する。 附則 この規程は、平成26年4月26日から施行する。 附則 この規程は、平成28年4月23日から施行する。 附則 この会則は、令和2年2月20日から施行する。 附則 この会則は、令和3年4月17日から施行する。 附則 この会則は、令和4年4月28日から施行する。	

豊橋市立幸小学校父母と教師の会会則及び関係規程
新旧対照表

新	旧	備考欄
---	---	-----